

# 第3章 応急対策

## 第1節 活動体制の確立

火災（大規模火災・林野火災）の発生時、市は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

### 第1 初動体制の整備

#### 1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配備体制	適用基準	本部設置	参集する職員
第1配備 (情報収集・準備)	1. 火災が発生したとき 2. その他総合政策部長が必要と認めたとき	—	危機管理課及び 第1配備体制に 該当する職員 (火災発生現場)
第2配備 (警戒)	1. 大規模火災が発生したとき又は発生が予想されるとき 2. その他副市長が必要と認めたとき	災害警戒本部	危機管理課及び 第2配備体制に 該当する職員
第3配備 (災害対応)	1. 大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき 2. 市内に災害救助法が適用されたとき 3. その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部	災害対策本部に 関係する職員全 員

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

〈資料編3-1 配備体制〉

### 第2 大規模な火災発生時の措置

#### 1 災害警戒本部の設置

市（総合政策部）は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、災害対策業務を実施する。

##### (1) 設置基準

- ア 市内に大規模火災が発生した場合
- イ その他副市長が必要と認めた場合

##### (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第1節に準じる。

### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な火災発生のおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

## 2 災害対策本部の設置

市（総合政策部）は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第23条の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他市長が必要と認めた場合

### (2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第1節に準じる。

### (3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

## 第3 市町村及び防災関係機関の活動体制

市（総合政策部）及び防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

## 第4 県からの支援

市（総合政策部）は、県からの緊急な支援が必要と判断した場合、県職員の派遣を要請し、市内の被害情報の収集を依頼するとともに、避難勧告、応急救助、その他市（総合政策部）が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を受ける等の支援を受ける。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

### 第1 大規模火災

#### 1 市及び消防本部の情報収集・伝達

##### (1) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市（総合政策部）及び消防本部は、大規模火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）に報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

<資料編3-6 栃木県火災・災害等即報要領>

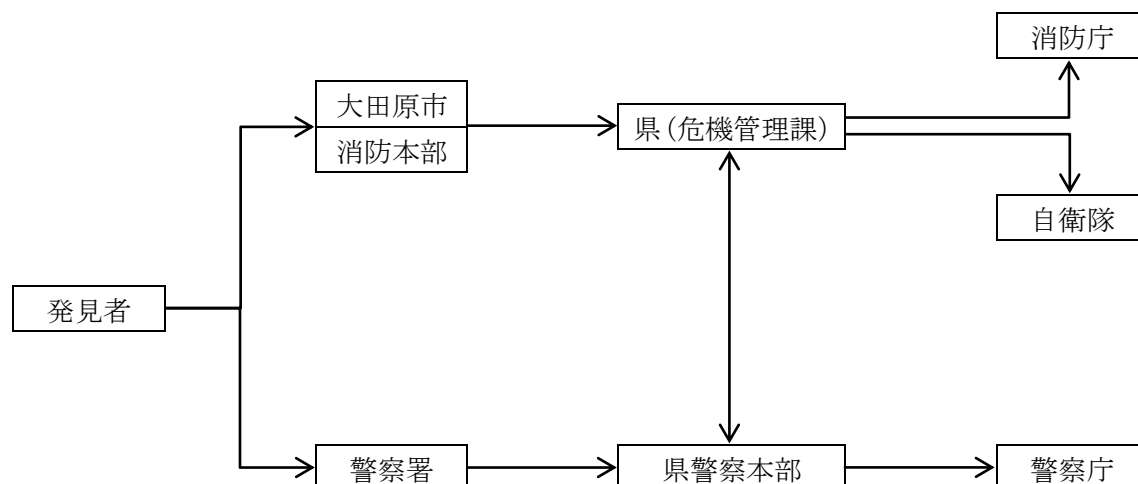
<資料編3-7 即報基準一覧>

##### (2) 県への情報収集・伝達系統

市（総合政策部）及び消防本部、警察、防災関係機関は県及び県警察本部と相互に連携して情報を収集するとともに、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や市に派遣された県職員、災害時協定に基づく無人航空機派遣要請等によってもたらされた被害状況等の収集に努める。

#### 2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第2 林野火災

### 1 市及び消防本部の情報収集・伝達

#### (1) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市（総合政策部）及び消防本部は、林野火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）に報告する。

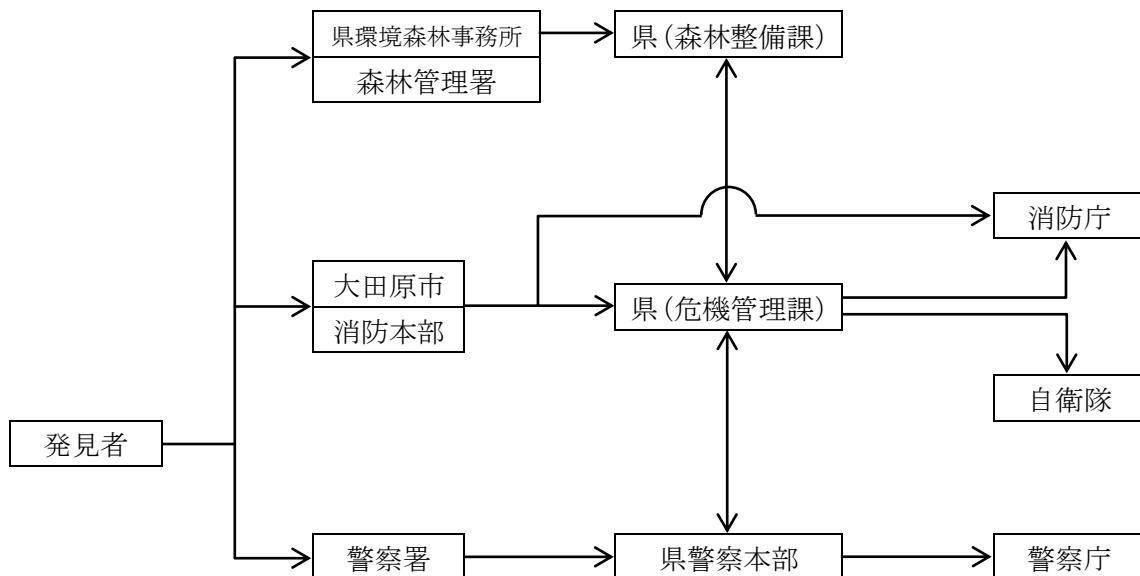
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

#### (2) 県への情報収集・伝達系統

市（総合政策部）及び消防本部、警察、防災関係機関は県及び県警察本部と相互に連携して情報を収集するとともに、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や市に派遣された県職員、災害時協定に基づく無人航空機派遣要請等によってもたらされた被害状況等の収集に努める。

### 2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第2節に準じる。

### 第 3 節 災害救助法の適用

市は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用し、法に基づく応急的な救助を実施する場合、県の補助機関として救助を実施する。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害対策編第 3 章第 5 節に準じる。

大規模な火災については、災害救助法施行令第 1 条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

## 第4節 消火活動及び救助・救急活動

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は住民等の協力の下、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

### 第1 消防関係機関の活動

#### 1 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

##### (1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

##### (2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

##### (3) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

##### (4) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

#### 2 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

### 第2 消防相互応援・広域応援等の要請

消防相互応援等の要請については、水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第8節第4に準じる。

自衛隊の災害派遣要請については、水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第4節第4に準じる。

### 第3 大規模火災対策

#### 1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

## 2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

## 第4 林野火災対策

### 1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプ自動車による消火活動のほか、背負い式水のうち等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

### 2 現地指揮本部の設置

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を設置し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

### 3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

### 4 空中消火活動の実施

市（総合政策部）及び消防本部は、県と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

## 第5節 災害拡大防止対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、市及び消防機関等関係機関は、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

大規模な火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市（総合政策部）が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第6節に準じる。

## 第6節 施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、市民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

市（各部等）及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

## 第7節 広報対策

市や関係機関は、市民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

### 第1 情報発信

市（総合政策部）は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

### 第2 関係者からの問い合わせに対する対応

市（総合政策部）は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。